

防府市用排水路浚渫費補助金交付要綱

昭和41年4月11日制定

(目的)

第1条 この要綱は、別表に定める水系にあるかんがい用排水路のうち、市が浚渫及び清掃を委託する区間を除く区間の浚渫または清掃（以下「事業」という。）を実施した事業主体に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助率)

第2条 前項の補助金は、毎年度予算の範囲以内で、事業費の5割以内を交付するものとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 事業主体は、用排水路浚渫費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前項の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ補助金の額を決定し、その旨を補助金交付指令書（第2号様式）により、当該事業主体に通知するものとする。

(着手及び完了届)

第5条 事業主体は、事業に着手するときは、着手前5日までに着手届（第3号様式）を、また、事業を完了したときは、完了後2日以内に完了届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 事業主体は、事業完了後5日以内に補助金の請求書に収支精算書（第5号様式）を添えて補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、検査の上適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業主体に補助金を交付するものとする。

(概算払)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、第4条により通知した金額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。

2 前項により補助金の交付を受けた事業主体は、第6条第1項の規定にかか

ならず、概算払精算書（第6号様式）[収支精算書添付]により精算するものとする。

附 則

この要綱は、昭和41年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和42年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和44年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和47年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年度の補助金から適用する。

附 則(防府市用排水路浚渫費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱)

- 1 この要綱は平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(第1号様式)

用排水路浚渫費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

事業主体 住 所
名 称
代表者

下記により 〇〇〇〇 の浚渫清掃をしたいので補助金 〇〇〇〇 円
を交付されるよう防府市用排水路浚渫費補助金交付要綱第3条により申請し
ます。

記

着手予定時期 年 月 日

完了予定時期 年 月 日

※ 添付書類

- 1 収支予算書
- 2 用排水路浚渫清掃費内訳明細書
- 3 位置図

収 支 予 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	備 考
市 補 助 金		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	備 考
合 計		

(第2号様式)

補助金交付指令書

第 号

事業主体 住 所
名 称
代表者

年 月 日付けで申請のあった 浚渫、清
掃に対し、防府市用排水路浚渫費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助
金 円を交付します。ただし、工事の出来形により補助額を減少
し、又は補助の取消しをすることがあるから、事業実施に遺憾のないように期
されたい。

年 月 日

防府市長

(第3号様式)

着 手 届

の浚渫、清掃を 年 月 日に着手いた
しますのでお届けします。

年 月 日

(宛先) 防府市長

事業主体 住 所
名 称
代表者

(第4号様式)

完 了 届

の浚渫、清掃を 年 月 日に完了いたしましたのでお届けします。

年 月 日

(宛先) 防府市長

事業主体 住 所
名 称
代表者

(第5号様式)

収 支 精 算 書

(1) 収入の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	精 算 額	増 減	備 考
市 補 助 金				
合 計				

(2) 支出の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	精 算 額	増 減	備 考
合 計				

年 月 日

事業主体 住 所

名 称

代表者

(第6号様式)

収支精算書

(1) 収入の部

(単位：円)

費目	予算額	精算額	内訳		備考
			収入済額	収入未済額	
市補助金					
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

費目	予算額	精算額	備考
合計			

年 月 日

事業主体 住所
名称
代表者

別表

水系名

- ・ 乙井手水系
- ・ 青井手水系
- ・ 仁井令水系
- ・ 植松水系
- ・ 古祖原水系
- ・ 一本樋水系